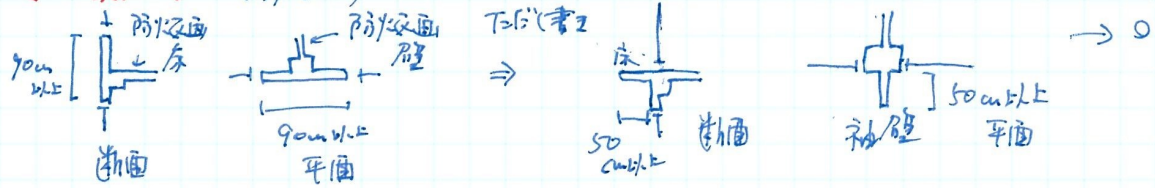


1. 防火区画に接する外壁、外壁面が50cm以上突出した耐火壁、隔90cm 遮断状構造
 令112条16項 (防火区画) ≧170cm以上



2. 病院の地階に設ける談話室、採光のための面積、 $\frac{1}{10}$ 以上と17㎡にすることができる
 法28条 (居室の採光及び換気)
 12頁 下記(書き) $\rightarrow 0$

3. 老人ホームにおけるエレベータ昇降路、共用の廊下階段 $\frac{1}{3}$ 延床と2 容積率算定の面積に算入しない
 法52条32頁 地階の居室老人ホーム $\rightarrow \frac{1}{3}$ 算入しない
 62頁 エレベータの昇降路、共用の廊下、老人ホームの共用廊下、階段 \rightarrow 全て算入しない $\uparrow \times$

4. 階段巾角3m超 劇場の階段 蹴上げ15cm以下の踏面30cm以上巾角有り不要
 令25条 (階段等の手すり)
 32頁 $\rightarrow 0$

令和3年 No14 事務所 5階にある居室 $50m^2$
 採光面積 $2.0m^2$ 換気面積 $3.0m^2$ 開放できる部分 $0.5m^2$
 避難上必要な構造の開口部はなし

1. 主要構造部を耐火構造又は不燃材料で造る必要がある。
 法35条の3 (無窓の居室の主要構造部) $50 \times \frac{1}{20} = 2.5m^2 < 2.0m^2$
 令111条 (窓その他の開口部を有しない居室等) \rightarrow $\frac{1}{20}$ 以上を有する \rightarrow 無窓居室 $\leftarrow 0$
2. 自然換気設備、機械換気設備等の換気設備を設置しなければならない。
 法28条 (居室の採光及び換気) 2項 $\frac{1}{20}$ 以上必要 $50 \times \frac{1}{2} = 2.5 < 3.0m^2$
 下記(書き) 法令で定める換気設備を設置した場合の例外はなし \leftarrow 換気設備不要 \times
3. 難燃材料で仕上げた場合、直通階段までの距離30m以下としなければならない。
 令120条1項表(イ) $50 \times \frac{1}{2} = 2.5m^2 > 2.0m^2 \rightarrow$ 無窓居室 $\rightarrow 30m \rightarrow 0$
4. 排煙設備を設置した場合、避難上支障のある高さにおいて煙又はガスが降下を生じない。建築物の一部分として天蓋が設けられたものに適合させるなければならない。
 令126条の2 (設置)
 令116条の21項(イ) (窓その他の開口部を有しない居室等)
 天井又は天井から下方80cm以内の面積 $\frac{1}{50}$ 以上を有する。
 $50 \times \frac{1}{50} = 1.0m^2 > 0.5m^2 \rightarrow$ 排煙設備必要 \rightarrow 各号に該当しは不要 $\uparrow 0$
五号

令和4年NO20 病院

1. 地上3階建 1500㎡ 定期報告 必要

法12条 (報告, 検査等)

① 法6条1項 一号の特殊建築物の33政令 (令16条1項) で定めるもの

② " " " ①には該当しないが特定行政庁が指定したものを

・令16条1項

三. 法別表第1 (一) 欄 (2) 項又は (4) 項 → 〇

・令16条2項, 令14条の2

① 法別表第1の特殊建築物で階数3以上床面積1000㎡超~2000㎡以下で特定行政庁が指定

④ 3階以上の2000㎡超の事務所で特定行政庁が指定したものを

2. 商業地域 病院 (天窓及び傾倒防止) 採光補正係数

1階部分から直に面する水平距離4m以上 採光係比率は10に等しい2.1.0.2減小の1.1.1.1.1

1.0未満となる場合 1.0とする

令20条2項 三号 〇 → 〇

3. 既存5階建病院 (5階床面積1600㎡) 照明カビの取替え工事に伴う安全上の措置の届出 必要

法90条の3 (工事中における安全上の措置等に因る計画の届出)

別表第1 (一) 欄 (1) 項 (2) 項 (4) 項 で政令で定めるものを

令147条の2 (届出を要する建築物)

二. 病院 5階以上の階の床面積1500㎡超

令13条の2 (過半数施設等に因る工事に含まれる「軽易な工事」)

非常用の照明装置に用いる照明カビの取替えの工事 → X

4. 敷地が準工業地域内1400㎡ 工業地域内1600㎡ 病院 特定行政庁の許可 必要

法91条 (敷地が地上域の内外にわたる場合の措置)

法別表第2 工業地域 → 病院 → 〇

令和1年NO20 ホテル

1. 耐火建築物 ホテル 3階以上床面積合計350㎡ 地下階段 通路の壁及び天井等 準不燃材料

令128条の4 (制限を受ける特殊建築物) 次に掲げる以外

法別表第1 (一) 欄 (2) 項 耐火構造 3階以上 300㎡以上

令128条の5 1項 二号イ 準不燃材料 → 〇

2. 31m超 ホテル 法3条2項の適用 増築部分の床面積基礎時の1/2超 非常用昇降機 必要

法3条2項3項, 法16条の7 (既存の建築物に対する制限の緩和) 政令で定める範囲

8章 (既存の建築物に対する制限の緩和等) 令137条の6 (非常用の昇降機(肉付) 一号増築) → 〇

3. 敷地が 第二種中高層住居専用 地域内1700㎡, 近隣商業地域内1600㎡ ホテル 新築 必要

法別表第2 第二種中高層住居専用 地域 (一) 第四号 ホテル → X

4. 重要文化財指定 建築基準法 適用 除外

法3条1項 一号, 四号 (適用除外)

令和 2年1020 共同住宅

1. 階に設ける居室 採光に有効な部分の面積 床面積の1/4以上と必要
法28条 (居室の採光及び換気)
階 = 除く → ○
2. 階段幅 3m 超 踏板上が15cm以下かつ踏面が30cm以上 中肉付) 設ける
令25条 (階段等の手すり等) 3項 → ○
3. 非常用エレベータ設置 3階以上の階に非常用進入口必要
令126条の6 (設置) 一号 → ×
4. 制限の附加
法40条 → ○

平成 30年119 病院

1. 敷地が 第一種中高層住居専用 300㎡ 第二種住居専用 700㎡ 病院新築である
法別表2 (3)項 (1)項 一~二号 → 新築である → ○
2. 準防火地域 2階建 各階 300㎡ 耐火建築物 不同等 延焼防止措置とされるものはある
法27条 (耐火建築物等とされるものはある、特殊建築物)
一号 耐火構造 3階共同住宅 学校等は (1)項 準防火
二号 準耐火構造
令136条の2 二号 階数2以下延焼面積 500㎡ 及び 1500㎡ 以下
イ. 準耐火構造
↑ ×
準耐火建築物
不同等の延焼防止措置
3. 両側に居室 廊下の幅 1.6m 以上
令119条 (廊下の幅) → ○
4. 入院患者の談話室 採光のための窓 必要
法28条1項 (居室の採光及び換気)
令19条 (居室の採光) 2項 五号 → ○